

## 第25回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p><b>日 時</b>：平成29年10月5日（木） 午前8時55分から10時25分まで</p> <p><b>場 所</b>：大垣市役所 東庁舎3階 大会議室</p> <p><b>議 題</b>：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p><b>出席委員</b>（敬称略）          溝口 正人会長、高木 朗義、鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治【計5名】</p> <p><b>市及び事務局</b>          田中 裕（都市計画部長）          不破 雅裕（都市計画課景観整備グループ主幹）          高木 慧（都市計画課景観整備グループ主任）          吉田 知克（都市計画課景観整備グループ主事）          松井 靖典（文化振興課文化財保護・活用推進グループ主任） <span style="float: right;">【計5名】</span></p>	
<p><b>事務局</b> （都市計画主幹）</p>	<p>（開始時刻 8:55）</p> <p>※開会にあたって委員の過半数出席による会議の成立を報告</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）</p> <p>※議事進行は、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行うことを報告</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>※本日の審議会は、景観遺産・景観自慢の指定候補物件の選考ということで、資料には個人に関する情報なども含まれており、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、本審議及び今後の審議についても同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事（1）に移行。議事録署名者として鈴木委員を指名</p> <p>※議事（2）「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」に移行、事務局に対し説明を要請</p>
<p><b>事務局</b> （都市計画主任）</p>	<p>※景観遺産・景観自慢の指定基準について資料1により説明</p> <p>※現地確認調査の集計結果について説明</p>
<p><b>会 長</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> <li>・議事（2）について事務局より説明していただきました。</li> <li>・この結果を参考に審議を行いたいと思います。</li> <li>・それでは現地審査順に行いたいと思います。</li> </ul>
<p><b>委員</b></p>	<p>【物件1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講評を確認いたしますと、石垣の大洪水点が金森吉次郎を顕彰するにあ</li> </ul>

<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>全委員</p>	<p>たつて、特徴的な事績の一つになってくると思います。複数の委員からもこれを含めて評価頂いております。大洪水点は応募されたものとは違ってきますが、より景観遺産としての価値が明確になると思います。委員の皆様いかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大洪水点は事績として非常に分かりやすいので含めて指定がよいと思います。</li> <li>・私も同意見です。</li> <li>・同意見ですが、そうなる名称が難しいと思います。講評の中で触れるという形でよいのではないのでしょうか。</li> <li>・金森吉次郎にはその他の事績もありますので、大洪水点を並列で名称に加えるのではなく、名称を「金森吉次郎の像」として、景観遺産に指定し、大洪水点については講評にて記述する方向でよろしいでしょうか</li> <li>・異議なし</li> </ul>
<p>委員</p> <p>全委員</p>	<p><b>【物件2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模造の梵鐘については、歴史的な事実を示すとともに、精緻に作られており、今も境内に置かれています。応募そのものではないですが、指摘にもあるように、本堂含め全体を境内地とし、景観と見なしてはどうかという意見もありました。</li> <li>・これを単独で景観遺産とすると、他に鐘楼がいくつかある中で、これが景観的にピックアップされるという理由付けが現段階では弱いのではないかと思います。委員の皆様が△の評価をつけているのもそういう部分が理由ではないかと思います。</li> <li>・今後価値付けが変わることもあるかと思いますが、今回は景観遺産、景観自慢としては見送るということでもよろしいでしょうか。</li> <li>・異議なし。</li> </ul>
<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p><b>【物件3、4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講評内容を見ますと群で捉えたいという意見が多くありました。また既指定の水屋との関係でどう捉えるのかという点を中心にご審議いただきたいと思います。</li> <li>・主屋・長屋門は景観自慢の要件は満たしているので、水屋を景観遺産、主屋・長屋門は景観自慢として指定するという方法か、奥田家全体としてまとめて扱うかということが問題となってくるかと思います。</li> <li>・今は水屋だけが景観遺産となっていますけれど、一体として指定した方がいいかなとも思います。しかし先ほどのお話をうかがって、主屋と長屋門は景観自慢として指定するという方法もあるのではないかと思います。</li> <li>・主屋について、建築年代は安永年間まではいかないかなと思います。一部改修したような跡が見られますので、濃尾震災の際に手が入られたのではないかと思います。建築様式から見て古いことは古いのだと思います。</li> </ul>

<p>委員 委員 全委員 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長屋門はそこまで古くはないかと思えます。</li> <li>・奥田家の建物群としてくるか、主屋と長屋門は景観自慢として指定するか、委員の皆様どうでしょうか。</li> <li>・やはり単独では弱いと思えます。群ならよいのではないかと思えます。</li> <li>・屋敷全体を景観遺産ということによろしいでしょうか。</li> <li>・異議なし。</li> <li>・指定に当たり、名前はどうしましょうか。奥田家住宅として、説明文に水屋、主屋、長屋門について明記し、屋敷構えとしてよく残るという記載をする、という扱いでよいでしょうか。</li> </ul>
<p>全委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし</li> </ul>
<p>委員</p>	<p>【物件5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講評を見るとかなり立派な長屋門で、集落の景観的に重要な位置にあるという意見が見受けられます。審議すべき点としては屋敷構え全体となってくるでしょうか。</li> <li>・先生もこれ単独では難しいという意見でしょうか。</li> </ul>
<p>委員 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外からだけでは見えないので。総合的に見たいと思えます。</li> <li>・屋敷構え全体として評価したいと思えますので、今日の段階では保留として、事務局側で所有者の方に意向確認をお願いしたいと思えます。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知いたしました。</li> </ul>
<p>委員 委員</p>	<p>【物件6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今も稼動状態で残っているというのは珍しいです。</li> <li>・現在も使用しているという点がよいと思えます。</li> <li>・景観遺産に指定ということによろしいでしょうか。</li> </ul>
<p>全委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
<p>委員</p>	<p>【物件7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危惧されるのは今後どう維持されるかということですね。景観遺産に指定されることにより地域に価値を喚起して維持されるように働きかけるといことも、この制度で重要になってくると思えます。</li> </ul>
<p>委員 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからどう維持管理されるかがやはり問題ですね。</li> <li>・市内に火の見櫓が複数残っていることについても意見をいただいておりますが、残っているもの全てを指定する必要はないと思えます。</li> <li>・これに関しては時代性もあって、その時代の景観を表すという点は顕著ですので、景観遺産指定ということによろしいでしょうか。類似の物件が出てきた場合は個別に議論していくということによいでしょうか。</li> </ul>
<p>全委員 委員 委員 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> <li>・年代を考えますと、分類は現代資産でよいでしょうか。</li> <li>・市民の受ける印象から言うと、近代遺産がよいのではないのでしょうか。</li> <li>・昭和30年代の建物はそろそろ歴史的な建物として重要文化財にもなり始めていますので、これは近代遺産ということによろしいでしょうか。</li> </ul>

全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<p>【物件 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観遺産には難しいかもしれません。景観自慢として指定するかどうかというところではないでしょうか。</li> <li>・先生の単独では難しいというのは、他の滝のことも含めてということでしょうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そう考えていましたが、他の滝とも離れていますし、群という考え方も難しいと思います。</li> <li>・景観自慢にするかどうかですが、ちょっと奥まったところにありますので、難しいかと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見送りでよろしいでしょうか。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<p>【物件 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物語や大切にされている思いは素晴らしいですが、石単独では景観遺産としては難しいと思います。今回は見送りでよろしいでしょうか。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<p>【物件 10】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西側の土蔵造り、塗り籠め仕上げが印象的でよいと思います。景観的には各委員からも評価を頂いていますね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆかりの人物がいますし、近隣の寺院に比べ、本堂が際立っています。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土性、親和性も素晴らしいです。土蔵造りの西側外観が素晴らしいので、説明に特にという形で記述いただきたいと思います。</li> <li>・では、本物件は景観遺産ということによろしいでしょうか。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<p>【物件 11】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓石が本堂前に並んでいて、町中寺院として特徴的ですが、景観的にはどうでしょうか。</li> <li>・非常にコンパクトな寺院で、庫裏と呼べそうなものもありませんね。</li> <li>・景観自慢としても難しいと思います。見送りでよろしいでしょうか。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おさらいをしたいと思います。</li> <li>・【物件 1】は景観遺産に指定とし、大洪水点についても記載します。</li> <li>・【物件 2】に関しては見送りとします。類似の事例も含め、今後に委ねたいと思います。</li> <li>・【物件 3、4】に関しては既存指定の水屋とくくり、奥田家住宅として指定したいと思います。水屋、主屋、長屋門が残り、屋敷構えとして景観上価値が高いと、記述していただきたいと思います。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【物件5】に関しては一旦保留とし、屋敷構えとして価値が高いため、一度事務局より所有者の方に意向確認をしていただきたいと思います。</li> <li>・【物件6】に関しては、景観遺産に指定とします。</li> <li>・【物件7】は分類を現代資産より近代遺産に変更し、景観遺産に指定とします。</li> <li>・【物件8】に関しては、景観遺産、景観自慢としても至らないということで見送りいたします。</li> <li>・【物件9】も同様に景観遺産、景観自慢に至らないということで見送りとします。</li> <li>・【物件10】は、郷土性、親和性もあり、船町の景観上西側の土蔵造りの価値が高いため、景観遺産に指定とします。</li> <li>・【物件11】は見送りとします。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申については、景観遺産6件ということでよろしいでしょうか。また答申には載せませんが、保留が一件ということでよろしいでしょうか。</li> <li>・異議なし</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・続きまして、答申案の内容についての審議に移りたいと存じます。</li> <li>・議事(2)の②「景観遺産・景観自慢の指定について(答申案)」、事務局から説明をお願いします。</li> </ul>
事務局 (都市計画主任)	<p>※景観遺産・景観自慢の指定について答申案の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2により、答申書(案)の概要説明</li> <li>・答申物件を答申書に記載することを説明</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> <li>・ただいまの答申書の案につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし</li> <li>・それでは、答申書の内容、答申物件については、以上のとおりとすることで、よろしいでしょうか。</li> </ul>
全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議なし。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> <li>・それでは、議事(3)の「その他」に移りたいと存じます。「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。</li> </ul>
事務局 (都市計画主任)	<p>※今後のスケジュールについて、資料3により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第26回審議会の日程を調整</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> <li>・委員の皆さま、よろしく申し上げます。</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>事務局</b> (都市計画主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。</li> <li>・よろしいでしょうか。本日予定されている議案は以上でございます。</li> <li>・では、事務局に進行をお返しします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それではこれもちまして、第25回大垣市景観遺産審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(終了時刻 11:05)</p>
<p style="text-align: center;"><b>配布資料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について <b>【資料1】</b></li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢の指定について(答申案) <b>【資料2】</b></li> <li>・今後のスケジュールについて <b>【資料3】</b></li> </ul>